

「自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

令和 6 年 4 月 19 日

法 務 省  
警 察 庁  
外 務 省  
厚生労働省  
国土交通省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等（特定技能 1 号）

「自動車運送業分野特定技能 1 号評価試験」及び「第一種運転免許」又は「第二種運転免許」（運用方針 3（1）の試験区分：運用方針別表 a. 試験区分（3（1）関係）のとおりに）

（1）技能水準及び評価方法  
（技能水準）

ア トラック運送業

「自動車運送業分野特定技能 1 号評価試験（トラック）」の合格及び「第一種運転免許」の取得を要件とする。当該試験は、運行管理者等の指導・監督の下、貨物自動車運送事業における運行前後の点検、安全な運行、乗務記録の作成や荷崩れを起こさない貨物の積付け等ができるレベルであることを確認するものである。この試験に合格し、かつ、第一種運転免許を取得した者は、運用方針別表 c. 業務区分（5（1）関係）の項番 1 の欄に掲げる業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

イ タクシー運送業

「自動車運送業分野特定技能 1 号評価試験（タクシー）」の合格及び「第二種運転免許」の取得を要件とする。当該試験は、運行管理者等の指導・監督の下、一般乗用旅客自動車運送事業における運行前後の点検、安全な運行、乗務記録の作成や乗客対応等ができるレベルであることを確認するものであり、第二種運転免許の学科試験に準拠した内容を含むものとする。この試験に合格し、かつ、第二種運転免許を取得した者は、運用方針別表 c. 業務区分（5（1）関係）の項番 2 の欄に

掲げる業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

## ウ バス運送業

「自動車運送業分野特定技能1号評価試験（バス）」の合格及び「第二種運転免許」の取得を要件とする。当該試験は、運行管理者等の指導・監督の下、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業における運行前後の点検、安全な運行、乗務記録の作成や乗客対応等ができるレベルであることを確認するものであり、第二種運転免許の学科試験に準拠した内容を含むものとする。この試験に合格し、かつ、第二種運転免許を取得した者は、運用方針別表c.業務区分（5（1）関係）の項番3の欄に掲げる業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

### （評価方法）

#### ア 「自動車運送業分野特定技能1号評価試験（トラック）」

試験言語：日本語

実施主体：一般財団法人日本海事協会

実施方法：学科試験及び実技試験（コンピューター・ベースド・テスト方式（C B T）方式又はペーパーテスト方式）

#### イ 「自動車運送業分野特定技能1号評価試験（タクシー）」

試験言語：日本語（第二種運転免許の学科試験に準拠した内容については現地語を併記）

実施主体：一般財団法人日本海事協会

実施方法：学科試験及び実技試験（コンピューター・ベースド・テスト方式（C B T）方式又はペーパーテスト方式）

#### ウ 「自動車運送業分野特定技能1号評価試験（バス）」

試験言語：日本語（第二種運転免許の学科試験に準拠した内容については現地語を併記）

実施主体：一般財団法人日本海事協会

実施方法：学科試験及び実技試験（コンピューター・ベースド・テスト方式（C B T）方式又はペーパーテスト方式）

## エ 「運転免許」

### （ア）トラック運送業

各都道府県公安委員会が行う第一種運転免許試験（道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第3項に規定する運転免許試験の一部免除による免許取得（いわゆる外免切替制度）を含む。）

### （イ）タクシー運送業及びバス運送業

各都道府県公安委員会が行う第二種運転免許試験

## （2）試験の適正な実施を担保する方法

試験の実施に当たっては、旅券その他の送出し国の公的機関が発行する写真付書類を提示させて受験者の本人確認を行う方法により、替え玉受験等の不正受験を防止す

る措置を講じる。

### (3) 国内試験の対象者

「自動車運送業分野特定技能1号評価試験」について、国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

## 2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

### (1) 「国際交流基金日本語基礎テスト」（運用方針3（2）の試験区分：運用方針別表b. 試験区分（3（2）関係）のとおり）

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### （日本語能力水準）

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### （評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

### (2) 「日本語能力試験」（運用方針3（2）の試験区分：運用方針別表b. 試験区分（3（2）関係）のとおり）

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### （日本語能力水準）

(ア) N4以上に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、運用方針別表c. 業務区分（5（1）関係）の項番1の欄に掲げる業務区分において、受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(イ) N3以上に合格した者については、「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる」と認定された者であることから、ある程度難易度の高い日常会話が可能で、日常的な場面で生活に支障がない程度の日本語能力を有するものと認められ、運用方針別表c. 業務区分（5（1）関係）の項番2及び3の欄に掲げる業務区分において、受入れに必要なとなる程度の日本語能力水準を有するものと評価する。

##### （評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

### (3) 業務上必要な日本語能力水準

上記1(1)(評価方法)アの試験に合格した者については、運用方針別表c.業務区分(5(1)関係)の項番1の欄に掲げる業務区分において、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

タクシー運送業及びバス運送業については、利用者への説明や事故時等の緊急時の対応が必要となる。この点、上記1(1)(評価方法)イ及びウの試験は運行業務及び接客業務に関する試験が日本語で実施(第二種運転免許の学科試験に準拠した内容については現地語を併記)されることから、その合格者は、運行や接客に関する業務について日本語による適切な実施能力を有するものと評価される。また、上記(2)の試験のうちN3以上に合格した者については、日常的な場面で使われる日本語をある程度理解できると認められる。これらのことから、両試験の合格者は、運用方針別表c.業務区分(5(1)関係)の項番2又は3の欄に掲げる業務区分の業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

## 第2 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

### 1. 自動車運送業分野をめぐると人手不足状況の変化の把握方法

国土交通大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 自動車運送業分野の1号特定技能外国人在留者数(定期的に法務省から国土交通省に提供)
- (2) 有効求人倍率
- (3) 業界団体を通じた特定技能所属機関等への調査
- (4) 「自動車運送業分野特定技能協議会」による特定技能所属機関等からの状況把握等

### 2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 国土交通大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や当初の受入れ見込数との乖離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認められる場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。

また、受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。

(2) 上記(1)で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

### 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

#### 1. 1号特定技能外国人が従事する業務

自動車運送業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格により確認された業務をいう。

なお、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:車両の清掃など試験等によって専門性を確認されない業務)に付随的に従事することは差し支えない。

#### 2. 技能実習2号を良好に修了した者の日本語能力の評価

職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、運用方針別表c.業務区分(5(1)関係)の項番1の欄に掲げる業務区分において、上記第1の2(1)及び(2)ア(ア)の試験を免除する。

#### 3. 在留資格「特定活動」による入国・在留

運用方針5(1)に掲げる業務を行うに当たっては、その前提として、運転免許の取得に加え、タクシー運送業及びバス運送業においては、下記4(5)に定める新任運転者研修(旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第1項、第2項及び第5項並びに第39条に規定する事項についての指導、監督及び特別な指導を受け、並びに適性診断を受診することをいう。)を修了する必要があるところ、運転免許の取得や新任運転者研修の受講のため、一定期間我が国での在留が必要となることから、運転免許の取得や新任運転者研修の受講以外の要件を満たした者については、受入れ機関との雇用契約の下、在留資格「特定活動」による入国・在留を認める(在留期間の上限は、トラック運送業については6月、タクシー運送業及びバス運送業については1年とする。なお、当該在留資格をもって在留する期間は、「特定技能1号」の在留資格をもって在留する通算在留期間に算入しない。)

また、当該在留資格による在留中には、上記手続等のほか、受入れ機関における車両の清掃といった関連作業に従事することを認める。

#### 4. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

##### (1) 「自動車運送業分野特定技能協議会」(運用方針5(2)ア及びイ関係)

国土交通省は、自動車運送業分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「自動車運送業分野特定技能協議会」(以下「協議会」という。)を

組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。

また、特定技能所属機関は、以下の事項等について必要な協力を行う。

- ① 1号特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産等の際の1号特定技能外国人に対する転職支援及び帰国担保
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- ⑥ 交通安全の確保と円滑な運転免許取得に向けた対応

## **(2) 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する必要な協力（運用方針5（2）ウ関係）**

特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が実施する調査又は指導に対し、質問への回答、報告書の提出、聴取への出頭、実地調査の受入れその他の必要な協力を行う。

## **(3) 特定技能外国人が活動を行う事業所（運用方針5（2）エ関係）**

特定技能雇用契約に基づいて1号特定技能外国人がその活動を行う特定技能所属機関の事業所は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

- 43 道路旅客運送業
- 44 道路貨物運送業

## **(4) 運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証又は安全性優良事業所の保有（運用方針5（2）オ関係）**

自動車運送業分野においては、事業用自動車の運行管理が適切になされない場合、事故等に至るおそれがあること、また、運転者の労務管理が適切になされない場合、過重労働を招くおそれがあること等の特性を踏まえ、自動車運送事業者による適正な外国人の受入れを維持するためにも、特定技能所属機関（自動車運送事業者）に対して、一般財団法人日本海事協会が実施する運転者職場環境良好度認証制度の認証の取得、又はトラック運送業においては、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定する安全性優良事業所の保有を求める。

## **(5) 新任運転者研修の実施（運用方針5（2）カ関係）**

タクシー運送業及びバス運送業における特定技能所属機関は、特定技能1号の在留資格で受け入れる予定の外国人に対し、新任運転者研修を実施する。

# **5. 治安への影響を踏まえて講じる措置**

## **(1) 治安上の問題に対する措置**

国土交通省は、自動車運送業分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送付機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

**(2) 治安上の問題を把握するための取組**

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

**(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等**

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。